平成２３年（フ）第３２４０号
千葉県市川市宝１丁目６－１－205
破産者　釜渕　春男
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２４１号
東京都江戸川区中葛西２丁目８－７－303、開始決定時の住所東京都江戸川区東葛西２丁目８－11－Ａ213
破産者　釜渕　博己
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２７１号
東京都荒川区東日暮里５丁目４番１－501号
破産者　株式会社シーンファイブ
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２７２号
東京都荒川区荒川３丁目34－５－２Ｆ
破産者　新舘　智一
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３２８４号
東京都世田谷区船橋６丁目26番11号
破産者　有限会社きのくにや
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４３２０号
埼玉県狭山市広瀬台１丁目37－３－406
破産者　佐藤　　研
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６６４号
東京都稲城市矢野口1707－５－507
破産者　中原　隆幸
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６７２号
神奈川県横浜市港北区下田町６丁目12－25－201
破産者　鈴木　俊章（旧姓黒崎）
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６７５号
東京都足立区西新井１丁目13－１
破産者　細川　　聡（旧姓菊谷）
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６７７号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸２丁目７－６－102
破産者　高橋　　薫
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７０１号
東京都府中市西原町４丁目12－20
破産者　花田沙汰子
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４７９３号
千葉県山武郡九十九里町西野935－Ｂ棟
破産者　中村　基樹
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８０３号
東京都昭島市朝日町４丁目15－11－206
破産者　茅平　秀文
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８７３号
東京都中野区弥生町２丁目45－５－302
破産者　武山由美子
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８７５号
東京都江戸川区中葛西６丁目20－23－403
破産者　阿部　文彦
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４８９５号
東京都東久留米市大門町２丁目12－２－105
破産者　小林　周介
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９０５号
神奈川県横浜市中区錦町５－11－708、住民票上の住所千葉県香取市磯山101－１
破産者　飯田　正士
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４９６２号
東京都東久留米市前沢１丁目７－５－301
破産者　前田　道子
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５００４号
東京都世田谷区喜多見６丁目21－10－202
破産者　本木　則子
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５００７号
東京都江戸川区北小岩６丁目15－16－501
破産者　石上　良美（旧姓山内）
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０１３号
東京都世田谷区砧２丁目21－10－106
破産者　山田　　肇
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５０３９号
神奈川県相模原市中央区矢部１丁目18－21－409
破産者　稲葉　聡憲
1　決定年月日　平成23年６月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部